

国語分科会（第37回）議事録

平成 20 年 1 月 28 日（月）
午前 10 時 ～ 12 時05分
文部科学省3階 3F1 特別会議室

〔出席者〕

（委員）前田分科会長，西原副会長，林漢字小委員会副主査，
杉戸日本語教育小委員会副主査，井田，岩見，尾崎，甲斐，金武，
笹原，武元，出久根，東倉，中野，納屋，長谷川，濱田，松岡，松村，
邑上各委員（計20名）
（文部科学省・文化庁）青木文化庁長官，尾山文化部長，町田国語課長，
氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第36回）議事録（案）
- 2 国語分科会漢字小委員会における審議について（案）
- 3 国語分科会日本語教育小委員会における審議について（案）

〔参考資料〕

- 文部科学大臣諮問（平成17年3月30日）

〔経過概要〕

- 1 文化庁長官からあいさつがあった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 事務局から配布資料2についての説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料2に基づいて意見交換を行った。
- 5 西原副会長（日本語教育小委員会主査）から配布資料3についての説明があり，説明に対する質疑応答の後，配布資料3に基づいて意見交換を行った。
- 6 上記4及び5の意見交換の結果，配布資料2及び3についてはおおむね了承された。
なお，文化審議会総会に報告するに当たり，本日の意見に基づいて必要な修正を行うこと，また具体的な修正については，前田分科会長に一任することが了承された。
- 7 事務局及び西原副会長からの説明，その後の質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

1 漢字小委員会に関して

○氏原主任国語調査官

配布資料2の最初に，「国語分科会漢字小委員会におけるこれまでの審議内容をまとめたものである」という1文が入っております。これは今期だけでなく，これまでの漢字小委員会における審議内容をまとめたものであるということです。この資料はこれまでの漢字小委員会の検討内容を引き継いで，今期新たに加わった内容をも加えて再構成したものであると，こういう性格の資料でございます。

まず，1ページを見ていただきますと，四角で囲ったところ「Ⅰ 総合的な漢字政策の在り方について」という柱が立っております。それから，4ページを御覧ください。

そこには「Ⅱ 新常用漢字表（仮称）について」ということで、もう一つの柱が立っております。このように全体が二つの柱から構成されております。ですから、Ⅰの方が、総合的な漢字政策の在り方についてということと全体的な枠組み、総論の部分、それから、Ⅱの方が、今申し上げましたように常用漢字表を見直した、これは仮称ということですが、その新常用漢字表の内容について、これまで漢字小委員会で検討されてきたことをまとめて記述している、こういう構成になっております。

お手元の参考資料を御確認いただきたいのですが、この資料は、平成17年3月30日、当時の中山文部科学大臣からの諮問でございます。この時に、「敬語に関する具体的な指針の作成について」と、「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」という二つの事項を諮問されたわけですが、敬語については昨年の2月に「敬語の指針」という答申としてまとめられました。そして、漢字政策の方については、引き続きここで検討いただいているということになります。参考資料の2ページ目の真ん中よりやや下に、「○ 情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」がございます。その第1パラグラフに「種々の社会変化の中でも、情報化の進展に伴う、パソコンや携帯電話などの情報機器の普及は人々の言語生活とりわけ、その漢字使用に大きな影響を与えている。このような状況にあつて「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」である常用漢字表（昭和56年内閣告示・訓令）が、果たして、情報化の進展する現在においても「漢字使用の目安」として十分機能しているのかどうか、検討する時期に来ている。」とあります。常用漢字表は昭和56年に内閣告示・訓令となったもので、この諮問を頂いた時点でおおよそ四半世紀たっているわけです。当時、全く情報機器というものの普及ということが考えられていなかったわけですが、その当時作られた漢字表が現在でも機能しているのかどうか、それを検討する時期に来ている。そして、「常用漢字表の在り方を検討するに当たっては、JIS漢字や人名用漢字との関係を踏まえて、日本の漢字全体をどのように考えていくかという観点から総合的な漢字政策の構築を目指していく必要がある。その場合、これまで国語施策として明確な方針を示してこなかった固有名詞の扱いについても、基本的な考え方を整理していくことが不可欠となる。」となっています。ですから、配布資料2の一つ目の柱である、「Ⅰ 総合的な漢字政策の在り方について」というのは、諮問理由の、この部分に応じたものであるということになります。

それから、参考資料の最後の3ページです。これは、まだ十分検討していないんですが、もう一つの大きな点として、情報機器が非常に広範に普及した関係で、一般の文字生活において人々が手書きをする機会が確実に減ってきている。極端なことを言う方の中には、もう漢字については手で書く、あるいは手で書ける必要がないんじゃないかというような極論をおっしゃる方もいるわけです。そういう中で、漢字を手で書くということをどのように位置付けていくのか。これは、情報化が進展して情報機器が更に普及していくということを考えますと、今、こういったことについてきちんと理念的に整理して、手書きの位置付けをきちんとしておく必要がある。これが、諮問にある二つ目の大きな内容でございます。この辺につきましては、今申し上げましたように、まだこれからというところですが、今、参考資料で御確認いただきましたように、こういう諮問の内容に合わせて配布資料2が構成されております。

配布資料2に戻って1ページ目から簡単に見ていきたいと思います。「Ⅰ 総合的な漢字政策の在り方について」ということで、実は前期と比べて大きく変わったところが二つあります。一つは、1の「（1）国語施策としての漢字表の必要性」、内容自体は昨年のまとめにも書かれていたんですが、大きく違うのは、これを冒頭に持ってきた点です。つまり、総合的な漢字政策の在り方を検討していく中で最も大事なことは何かと言うと、国語施策としての漢字表の存在であり、これがないと総合的な漢字政策は成立しないだろうというのが昨年から今年に掛けて大きく変わったところで、あるいは議論

が進んだという言い方をしてもいいんですが、そういったことでございます。

このことは配布資料2の「情報機器による漢字使用が一般化し、社会生活で目にする漢字の数が確実に増えていると思われる現在、このような目安としての漢字表があることは大きな意味を持っている。すなわち一般の社会生活における漢字使用を考えると、コミュニケーションの手段としての漢字という観点が極めて重要であり、その観点を十分に踏まえて作成された漢字表は、国民の言語生活の円滑化、また漢字習得の目標の明確化に寄与すると考えられるためである。言語生活の円滑化とは、当該の漢字表に基づく表記をすることによって、文字言語による伝達を分かりやすく効率的なものとすることができ、同時に、表現そのものの平易化にもつながるということでもある。」という記述に具体化されています。ここを基本的な認識に据えようということで、漢字小委員会では了承されております。漢字をコミュニケーションの手段として使っていくためには、書き手が分かっている、それを受け取る読み手が理解できるかという観点が極めて重要になってきますので、国語施策としての漢字表が不可欠なわけです。

それが実はその次の「(2) 情報機器の普及と漢字使用」と非常に関係があります。

「情報機器の普及によって、書記環境が大きく変わった」というのは、簡単に言ってしまうと、今は手で書けなくてもワープロのキーをたたけば漢字に変換される、こういう時代になっているということです。ですから、「現時点において、情報機器は「読む行為」よりも「書く行為」を支援する役割が大きい」わけです。うろ覚えであっても、あるいは漢字そのものがよく分からなくても、キーをたたいて変換すると、大体これのかなということさえ分かっているれば漢字は使えるわけです。書き手にとっては、非常にそういう意味でのアドバンテージがある。ところが、読み手の方は、基本的に言うと、そういうようなアドバンテージが書く行為に比べて小さいわけですね。情報機器を利用して、自分自身が書き手として情報を発信するというのが一般的になってきた時代ですから、常にそういう意味で書き手が有利な状況になっているわけです。逆にそういう時代であればあるほど、書き手の方は読み手に配慮した書き手になる必要がある、それが現在の情報化社会と言われる中で一番大事な点ではないかということがここに書かれております。これから情報化社会が進めば進むほど、書き手は読み手に配慮した文章を書く、そういう意識を持っていかなければいけないだろうということでございます。

それから「(3) 漢字政策の定期的な見直しの必要性」です。非常に変化が激しい、現在進行しつつある書記環境の変化——ワープロ、パソコンなどを使用して漢字を打ち出す、そして、それが日常化している——そういう中で使われる漢字も変化していく。そういうことを考えますと、1ページの最後の行にあります、「今後、定期的に漢字表の見直しをし、必要があれば改定していく」といった考え方が不可欠である。念のために言えば、見直した結果、漢字表を改定しないという選択肢は常にある。この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが極めて重要である。漢字表の改定が必要かどうかについては、その実態調査の結果を踏まえ、①言語そのものの変化という観点、②言語にかかわる環境の変化という観点、という二つの観点に基づいて判断することになる。なお、②の変化とは、具体的には情報機能の普及によって生じた書記手段の変化等のことである。」ということになる。情報機器そのものも変わっているわけですね。今後いろいろな形で発展していくと思いますので、それに応じて、どういう形の漢字表が望ましいのかという検証を絶えず行っていく。そういうことが、これからの時代においては大事なのではないかと。以上の3点が総合的な漢字政策の中で最も基本的な認識になるだろうということです。

そして、「2 情報化社会における漢字使用の在り方」の方は、それよりももう少し具体的な話で、参考資料の諮問理由の中にもあったんですが、J I S漢字について、あるいは人名用漢字についてどう考えていくのかということでございます。

「(1) J I S漢字についての考え方」で特に重要な部分と申しますのは、その第1

パラグラフにありますように、「第1水準、第2水準合わせて6,355字あり、常用漢字表に掲げる1,945字の3倍強となっている。さらに、既に1万字を超える漢字（JIS第1～第4水準の漢字数は10050字）」あるわけですね。多くの情報機器で今後10050字レベル、つまり第4水準の漢字までが搭載される、そういう情報機器が急速に普及しつつある。そうすると、漢字が1万のレベルで使えるんだから、1,945字の常用漢字というのは必要ないんじゃないかということになるわけですね。これは、最初に見ていただいた1の（1）で、総合的な漢字対策を考えていくためには、国語施策としての漢字表が必要であるということと密接にかかわっている内容です。10050字のレベルで漢字を使っていくということはどういうことかということ、確かに漢字に変換できるんですが、それを読み取る方はどうなのかという問題が常に絡んできます。それで、この（1）の第3パラグラフを見ていただくと、こういう状況を踏まえて、「現在の情報化社会に大きな役割を果たしているJIS漢字については、その重要性を認識しつつ、一般のコミュニケーションにおける漢字使用という観点から、「国語施策としての漢字表」を確実に踏まえた対応が必要である。すなわち、分かりやすい日本語表記に不可欠な「国語施策としての漢字表」に基づいて、情報機器に搭載されている多数の漢字を適切に選択しつつ、使いこなしていくという考え方を多くの国民が基本認識として持つことが大切である。」となっています。当該の漢字表を中心にしながら、それがコミュニケーションとしての漢字使用ということになりますので、それとの関係を常に意識しながら考えていく必要があるだろうということです。

それから、「（2）人名用漢字についての考え方」は、これは最近よく議論になっていますけれども、人名用漢字が非常に増えて、現在983字という状況になっています。その中で、漢字小委員会でもかなり話題になったんですが、非常に難しい漢字が使われているということだけでなく、非常に簡単な漢字であっても読みにくいような名前がたくさん出てきているわけですね。例えば、「一二三」と書いて「ひふみ」ではなくて「ワルツ」と読ませる。「一二三」と書いて「ワルツ」、これはどう考えても読めませんよね。そういったことも踏まえて一番重要な部分と申しますのは、（2）の最初のパラグラフの真ん中辺り、上から4行目です。名前というのは個人のものなんですが、「名前の持つ社会的な側面に十分配慮した、適切な漢字を使用していくという考え方を一般に普及していくことが望まれる。」というところです。個人のものなんだけれども社会的な側面もあるんだ、その名前で社会生活を送っていくんだということをもう一度きちんと認識していただく必要があるのではないかと、もう少し広く訴えていこうというようなことが漢字小委員会の中では議論されました。

それから、次のページに行きまして、「（3）固有名詞（人名・地名）についての考え方」と「（4）手書きすることの重要性」でございます。これらは、まだ現時点ではここに書いてあるところまでしか議論が進んでおりません。ですから、今後更に議論していく必要があります。（3）につきましては、固有名詞における漢字使用の基本的な考え方をまとめて、それを新常用漢字表の前文だとか附則事項の中に示すこととする。基本的な考え方をまとめる場合には、新たに名前を付ける場合の参考にしてもらうという観点から、以下の項目の具体化を検討するということで、これは、次期以降に①、②という観点を検討していくということになっております。（4）の「手書きすることの重要性」、これも重要であるということは共通認識としてありますが、具体的にそれをどのようにまとめていくのか、そして、それをどのように示していくのかということにつきましては、（3）と同様に次期以降に検討していくということになっております。

それでは、4ページを見ていただきたいと思います。「Ⅱ 新常用漢字表（仮称）について」のところですね。1の「（1）基本的な性格」にありますように、基本的な性格としては、現在の常用漢字表同様、「一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための、新たな漢字使用の

目安となることを目指したものである」ということで、「なお一般の社会生活における漢字使用とは、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象とした考えたもので、この点も現行の常用漢字表と同様である。新漢字表は、端的には、」ということで5項目挙がっております。このうち2番と3番が常用漢字表の記述に若干追加されている内容がございます。2のところの「ただし」以下ですね。「ただし、専門分野の語であっても、一般の社会生活と密接な関連を持つ語の表記については、この表を参考とすることが望ましい。」という記述です。常用漢字表は、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や、個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない」ということで、各種専門分野が対象外とされているんですね。ただ、現在の社会の特徴と申しますのは、各種専門分野であると言われてきた科学的な用語だとか、その種の語が一般社会の中にどんどん入ってきている時代であるという点にあります。そういうことを考えますと、やはり一般の社会生活と密接な関連を持つ語の表記については、この漢字表を参考にさせていただくことが望ましいのではないかとということです。

それから、常用漢字表では、例えばですけれども、歌舞伎の「伎」というのが入っていません。当時の考え方は、歌舞伎というのは芸術の分野の言葉、つまり、ここで言う専門分野の用語だということなんですね。これは当時の資料などを見ると、そのようなことが書かれています。ただ歌舞伎という語を本当に専門分野の語だと言ってしまっているのかどうか。これはもう一般の社会生活で使っている言葉ではないかというようなこともあるわけですね。ですから、そういったことも含めて、細かいことは更に検討しますけれども、今後この辺りについては詰めていく。ただ、考え方としては、こういう考え方を付け加えておいた方がいいのではないかとということです。

3番の項目で追加したのは、「ただし、固有名詞の中でも特に公共性の高い都道府県名に用いる漢字は、そのすべてを表に入れる。」という記述です。都道府県名に用いる漢字というのは確かに固有名詞の漢字なんですが、小学校の教科書でも出てくるわけですね。こういう漢字についてまで固有名詞だから別だというふうに言ってしまっているのか。当然一般の社会生活を送っていくときには、都道府県名というのは極めて基本的な漢字になりますので、これは漢字小委員会でもやはり入れた方がいいのではないかとということになっています。もちろんこういう考え方でこれから選定していくということですので、まだ個々の漢字について決まったわけではありませんが、こういう考え方よろしいでしょうかということについても、今日の分科会で、御意見を頂きたいということでございます。

そのページの一番下ですが、「2 新漢字表における字種の選定」についてということで、「(1) 基本的な考え方」が書かれています。これは前回の国語分科会でも申し上げましたが、最初に頻度の高い3,000字～3,500字程度の漢字集合を特定します。実際にはまず頻度で3,500字程度選んでいます。そして、そこから絞り込んでいくときに、その漢字がどういうふうに使われているのか、どんなふうに言語生活の中で役割を果たしているのか、ということを1字1字検討していこうということでございます。

5ページを見ていただきたいんですが、まず「なお」で始まる部分です。「上記①の考え方に基づいて選定した漢字集合」、とにかく3,500字を選んだということですね。その一覧表は、配布資料2の別紙1「漢字出現頻度表 順位対象表(Ver. 1.2)」というものです。前回の国語分科会で見ていただいたのは、Ver. 1.1でしたが、中身はほとんど変わっていません。それから具体的な選定手順も前回見ていただきましたが、これが、別紙2「候補漢字の選定手順について(案)」ということで、これに基づいて選定作業を進めていくわけですね。

配布資料2でもう一つ重要なことを申し上げます、——これから検討していくわけですが——6ページをお開けください。「(ア) 準常用漢字(仮称)の設定について」、
「(イ) 「A: 常用漢字」と「B: 準常用漢字」に分けた場合の両者の関係」として、

そういうふうに分けた場合にどう考えるのか。それから、「（ウ）特別漢字の設定について」、「（エ）付表2（仮称）の設定について」ということが記述されております。このうちの準常用漢字と特別漢字については、これは漢字を選んで、全体がどのくらいの漢字集合になるかによって、もう一度検討しようという話になっています。このことは昨年からそうになっています。ですから、例えば3,000の漢字集合というようなことになれば、当然常用漢字と準常用漢字に分けなければいけません。ただ、2,200とか2,100ぐらいで収まるのであれば、現行の常用漢字表のように一つの表だけで済むわけです。ただ、ここも大きく変わった点、先ほど一つ申し上げましたが、もう一つあって、それがこの6ページの冒頭に書かれていることです。前期の議論では、準常用漢字は基本的に設定していくというような考え方が強かったんですが、その6ページの冒頭の一文にありますように、「字種の選定に伴って、以下の（ア）、（ウ）の問題を改めて検討することになるが、なるべく単純明快な漢字表を作成するという考え方を優先する。」、この部分が今期になって大きく変わった点です。つまり、準常用漢字、あるいは特別漢字を置くということになると、現在の常用漢字でも、どれが常用漢字なのか、一般の人から見ると分かりにくいところがあるわけですね。ただでさえ分かりにくいのに、そこに準常用漢字、特別漢字を持ち込んだ場合には、一般の社会生活における漢字使用の目安であるという性格の漢字表であるにもかかわらず、それじゃ、常用漢字と準常用漢字というのはどんなふうに使分けたいのか、準常用漢字というのはどういうふうに位置付けたいのか、さらに、特別漢字というのは一体どういう基準で選ばれているのかというようなことについて、非常に説明が難しくなる。また、使う方でもその辺りが分かりにくくなるということで、なるべくなら単純明快な漢字表を作成しようという考え方になったわけです。ですから、準常用漢字、特別漢字はできれば設定しないで、字数をある程度抑えて一つの漢字表にしていこうということになっています。

ただし、それに伴って、（エ）にあるように「付表2（仮称）」という考え方が出てきています。例えば、「挨拶」の「挨」も「拶」も、「挨拶」という言葉だけに使われるんですね。「挨」も「拶」も単体の漢字としてはほとんど使われません。ですから、「挨」と「拶」は大体近い頻度数で出てきます。それはなぜかと言いますと、「挨拶」というペアになって使われているからなんですね。こういった語については、「挨拶」という語を「付表2」に入れて、「挨拶」は漢字書きも可能だというような、そういう性格の「付表2」を設けたらどうかということで、現在の漢字小委員会ではそのような方向で議論が進んでいるということがございます。

最後の7ページです。学校教育との関係につきましてもいろいろ出ていますが、これは漢字小委員会の中では、一番上にありますように、常用漢字表の時に示された考え方を継承するというので一致しております。念のためにそこを読みます。常用漢字表の答申前文にあるものですが、「常用漢字表は、その性格で述べたとおり、一般の社会生活における漢字使用の目安として作成したものであるが、学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。なお、義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねることとする。」というものです。ということで、学校教育につきましてもこの考え方を今回も基本的に継承しようということが了解されております。

さらに、新常用漢字表の選定につきましても、その最後に挙がっておりますように、音訓の入替えの問題。例えば、よく使われている「期待に^{こた}える」「〇〇に^{かか}わる」とか「育^{はぐく}む」とか、こういうのは一般でもよく使われているんですね。ただし常用漢字表にはこういう訓は入っておりません。ですから、こういったものを入れるのかどうか、そういうことを検討しなければいけない。それから採用字体をどうするのか。それから

手書き字形との関係についての考え方。そして、そもそも「常用漢字表」という名前でもいいのかどうか。これは（４）ですけれども、そういったことも含めて、今後そういう問題を更に検討していく。ということで、これまでの漢字小委員会における議論を整理し、その基本的な考え方を、このような形でまとめたということでございます。

○邑上委員

３ページのところの（４）に、手書きすることの重要性として位置付けていただいておりますが、漢字小委員会では、今後更に検討すべき課題、７ページ目ですか、そこに前回は入っておりました。前の方に出すことによって、手書き文字を必ず考えていくんだという御示唆なのかどうか、その書き方の違いをちょっと教えていただければと思います。手書き文字の重要性を今後の課題とするということをすごく大切に思っておるものですから、ちょっと御説明いただければというふうに思います。

○氏原主任国語調査官

この手書き文字のことにつきましては、今、御指摘がありましたように、３ページの部分と、それから７ページの３の（３）に出てまいります。７ページのところは「手書き字形と印刷文字字形との関係」ということで、この構成自体は、前回の漢字小委員会の時点でもこういう形になっております。

３ページのところは、先ほど文部科学大臣の諮問理由を確認していただきましたが、こういう時代の中で、漢字を手で書くことをどう位置付けるのか、それは常用漢字表の中でどう考えるかという問題ではなくて、日本人がこれからも漢字を使い続けていく上で漢字との付き合いをどう考え、その中で手書きというものをどう位置付けていくのかという根本的な理念の整理にかかわることです。ということで、この記述は前回の資料でも、同じ３ページのこの部分に入っております。

○邑上委員

分かりました。結構でございます。特に小学校の義務教育にかかわりますと、やはり漢字の数だけではなくて、子供たちが習得するというのがすごく大事になりますので、是非後回しにすることなく、課題としていつも頭の隅に子供が習得する漢字、手で書いて習得する漢字、文化の伝承の良さを位置付けつつ、新しい漢字表を考えていきたいなというふうに思いました。

○前田分科会長

手書き文字の問題は、これは字体のことともかかわりますし、なお検討すべきところが残されていると思います。

それから、漢字表全体の総数と、学校教育とのかかわりのことが、これはかかわりはありますけれども、直接結び付けて学校教育の方で考えていることから、こちらに反映させていくというふうなことではないというふうに考えております。ですから学校教育における漢字の手書きの問題と、個々において漢字表全体における手書きの問題とは、これは別の問題もある。かかわっているところはもちろんあるわけですが、そういうふうなところですので、ここでのまとめとしてはこういう形でまとめておいて、なお今後検討していく、漢字表全体として検討していくというふうなことになると思います。

○金武委員

先日の漢字小委員会でお尋ねしようと思ったんですが、時間がなかったものですからそのままになっていることがあります。この配布資料２の４ページの「１ 新常用漢字表（仮称）の性格」の「（１）基本的な性格」のところで、今回新しくなったので注目

されるのは、この固有名詞に触れた中の、「特に公共性の高い都道府県名に用いる漢字は、そのすべてを表に入れる。」という文言です。私の理解では、これまで漢字小委員会で具体的な字種の検討はしていないので、案として出てきて、この総会で了承されれば、今後、個々の字種について、どういう扱いにするかということを検討していくのであるというふうに理解していたんですが、それでよろしいのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

この部分は、確かに金武委員がおっしゃったように、まだ字種の選定をやっていないわけですね。現在、漢字ワーキンググループで字種の選定作業を始めたところですが、作業自体が漢字小委員会に提出する資料作りですから、字種選定に関して小委員会では全く議論していないわけです。ですから、飽くまでも、この3の「固有名詞の中でも特に公共性の高い都道府県名に用いる漢字は、そのすべてを表に入れる。」というのは、これから字種の選定をしていくに当たって、都道府県名の漢字というのは昨年から非常に大きな問題になっていましたので、そこをどう考えるかということがはっきりしないと字種の選定作業ができないということで、考え方として、今期の議論の中ではすべて入れるという方向を確認しているということです。具体的には、この前の漢字小委員会で漢字ワーキンググループから提案して、御異論がなかったので、考え方自体は了承されているというふうに理解しています。そして、この考え方に沿って選定作業を行う。その意味では、正にこれからの作業だと位置付けられると思います。

○金武委員

確かにそのとおりなんですけど、この文言だと決定したようにどうしても取れるので、すぐにニュースに流れまして、ちょっと話題になりましたけれども、表に入れる方向で検討するとかいう形の方が正確ではないかと思います。実際検討する段階で、もう既にいろいろ考えられる問題点がありまして、例えば大阪の「阪」が常用漢字表に入れば、「坂」とどういう使い分けになるのかとか、埼玉県「埼」をどういう形で入れるのか、あれは音便の形で、普通は「さき」であるから、「さき」として入れた場合には、今度は常用漢字にある「崎」との使い分けはどうなるのかとか、あるいは都道府県名だけに限って入れる場合はどういう扱いにするのかとか、いろいろな問題点があるわけです。当然これらは、これから詰めていかなければならないということですから、表に入れる方針で検討するぐらいの方が分かりやすいかなという気がします。

○前田分科会長

今のことにつきましては、金武委員のおっしゃったとおりで、漢字小委員会の方で、前回の時にあいう形で出て、それがほぼ認められているというふうには考えておりますが、お話がありましたように、これは、まだ個々の漢字の検討を行っていないところで、個々の漢字についての報告をしておりませんので、全体が決まった時にそれが決定されるわけです。そういう点では、ここのところの表現がちょっと断定的でまずいのではないかという御意見はもっともだと思います。そういうふうなことで、この都道府県名を入れることには反対という意見があれば非常に困るんですが、前回の漢字小委員会ではそういう意見は出ませんでしたので、おおむね認められていて、ただ個々の漢字の検討の問題と併せて総合的に考えるということであるというふうに受け止めていただければと思います。表現の点は、なお検討させていただきたいと思います。

○笹原委員

今の4ページの箇所の上の部分なのですが、専門分野のことというものについても、今後採用を含めて検討していくということがあったわけですが、専門分野と

いうと、例えば、学術用語というのがその一つだと思われます。その学術用語については、文部科学省と各種の学会が共同して審査会のようなものを作っていたと思います。この委員会というのが幾つかの成果を出してきていると思うんですが、今後とも継続するものなのかどうか、文科省の中で、今後とも成果を出し続けていってくださるのかということをお伺いしたいんですが。

○氏原主任国語調査官

学術用語につきましては、今、笹原委員がおっしゃったように、分野ごとに『学術用語集』という形で、かなり厚いものから薄いものまで、いろいろ出ています。この学術用語集は、基本的に学術用語をなるべく、最初は当用漢字表の時代ですから、当用漢字表の字種の中で賄うという発想で始まっているんですね。そして、それが常用漢字表になって95字増えたわけですが、学術用語集で常に意識されているのは、その当時の国語施策としての漢字表なんですね。ですから、今回、常用漢字表の議論が行われて、常用漢字表が具体的に改定され、学術用語においても何か改定の必要性があるというような判断がなされれば、当然そういった議論が起こってくると思います。ただ、現時点で学術用語集も表外漢字についてはなるべく使わないというようなことで、相当努力しておりますので、例えば、新たに常用漢字に入った漢字があれば、その部分は仮名でなくて漢字にしようとか、そういったことはあるかもしれませんが、それは今後、新漢字表の字種が定まって以降の話になると思います。ただ、そういった議論というのは必要があれば当然行われると思います。

○前田分科会長

専門用語の問題は、専門用語というふうに出発しても、一般的にそれがどの程度に広く使われているかというところが、その時々判断になってきます。ですから、そういう点で、こちらの方の漢字表の漢字の総数とか、そういったこと等も併せて、その使用のされ方、一般への使われ方ということも考えて決めていく。そして、また、こういう漢字表ができれば、なるべくならそういったものを参考にして専門用語を決めていただきたいということは、これは希望としてということになるかと思います。しかし、これは実際、例えばどういう病気が出てくるかとかいうことになってきますと、これは時代によって違ってくるわけで、その時々検討が期待されるということかと思えます。

○杉戸日本語教育小委員会副主査

念のため表記上のことをお尋ねします。配布資料2の4ページの中ほど下、「(2)新漢字表における固有名詞の扱い」の部分の3行目「漢字表の「適用範囲」からは除外し」、ここの「適用範囲」にかぎ括弧が付いています。この意味をちょっと共通理解として得たいと思うのです。つまり、『国語関係訓令・告示集』など、改めてちょっと今見てお尋ねするんですが、この「適用範囲」というのは、ここでいうとどういう概念を示すか、意味しているかということですね。つまり、使われていない用語だと思うんですね。例えば「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において…」という、そういうものが漠然とこの常用漢字の適用範囲だという、そういう意味だろうかと思像はできるんですが、かぎ括弧を付けて表記をされる意図を、これは後々のためにも共通理解として確認しておいた方がいいかと思ったのですが…。

○氏原主任国語調査官

これは、漢字小委員会の中では特に議論しておりません。厳密な議論を経て、ここにこういう形で表記されているというよりは、表外漢字字体表で、適用範囲ということがかなり問題になったことを踏まえてということです。表外漢字字体表では、適用範囲と

いう語を使っています。常用漢字表には「固有名詞を対象にするものではない」という言い方が、同じ4ページの(1)の3番に出てきますが、漢字表において、対象とするものと、対象としないものがあるわけですね。その対象とするものを指して、「適用する範囲」という、一般的な言い方で「適用範囲」という語を使っています。ただし、その適用範囲といったときに、ここでは、少し目立たせておく必要があるだろうということでかぎ括弧を付けているだけです。ですから、今、杉戸委員がおっしゃったような意味で、漢字小委員会の中で厳密に議論して定義付けて、ここで使っているということではなくて、一般語として、「漢字表の及ぶ範囲」というような意味合いで使っているというものです。

○前田分科会長

ない方がいいというふうにお考えでしょうか。

○杉戸日本語教育小委員会副主査

今の氏原主任国語調査官の御説明、目立たせるための表現、表記上の工夫であるということとは理解できますので、このままで結構です。ただ、特にどこから既に使われている用語を引用した形でのかぎ括弧ではないと、そこだけを確認しておいて先に進めばいいと、そういう趣旨での発言と思ってください。

○前田分科会長

御質問、御意見がなければ、これで今のまとめ案が認められたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(国語分科会了承。) それでは、ただ今のまとめ案が了承されたということにしたいと思います。

次に、日本語教育小委員会のまとめ案に関しまして、西原副会長に説明をお願いいたします。

2 日本語教育小委員会に関して

○西原副会長

配布資料3「国語分科会日本語教育小委員会における審議について(案)」を御覧になりながら聞いていただきたいと思います。4ページ以降の、「Ⅲ 今後検討すべき課題」のところを重点的にお話ししたいと考えております。

この報告は、<はじめに>のところに一般的な認識が書かれ、それから「Ⅰ 多文化における日本語と日本語教育」のところに、現代社会における日本語と日本語教育の現状が書いてございます。それから、配布資料3の3ページ「Ⅱ これまでの文化庁における日本語教育施策の概要」でございしますが、ここには、今まで文化庁、特に国語課における日本語教育施策がどのように展開してきたかということを書きまして、そして、それを踏まえて4ページに「Ⅲ 今後検討すべき課題」を載せております。今年度から始まった日本語教育小委員会でございます。今年度と言いましても、実質的な議論は半年、その間、関係諸方面からのヒアリングを行いましたり、委員会の中で議論をいたしましたり、出回っておりますような報告書、提言等も参考にしつつ、このようにまとめたということをまずお断りしておきます。

<はじめに>のところを御覧くださいますと、一般には少しなじみのないような用語が出ていますかと思えます。まず5行目のところに括弧付きで「多文化共生社会」、この

用語については、次のような認識でいるということが書かれております。つまり、外国籍の人たちが日本において生活し、そして国籍が違うということ以外はほとんど日本国籍の者と変わらない社会生活をしている。そのような人の数が増えてきているということで、この認識、多文化、多言語というのは、背景の違ういろいろな人たちが日本社会の中で共存して、生活に参加しているという認識でございます。と同時に、その段落の一番下から3行目に「生活者としての外国人」という用語がまた括弧付きで出てまいります。これはその前に「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」と書かれていますけれども、新たに生まれてきている認識の上に日本語教育小委員会が議論を重ねてきたということでございます。と同時に、この国語分科会——前身は国語審議会でございますけれども——は、既に平成12年に「国際社会に対応する日本語の在り方」ということで、変わりつつある日本社会の中で日本語を使ったコミュニケーションがどういうふうに展開しており、今後はどういうことが考えられるかということのを既に報告しております。そのようなことを踏まえて、この報告書案が書かれているということでございます。

まず、1ページの一番下、「Ⅰ 多文化社会における日本語と日本語教育」でございしますが、これは1、2及び3に分かれております。

「1 国内に在住する外国人の現状について」のところは、各種統計がこのように示しているということで、外国人の登録者数が増え、そして着実に伸びているということでございます。国籍も、2ページ目、このように広がっているということでございます。それから、在留資格、各種ございますけれども、このような人が増えている、つまり、長く日本に滞在して、社会参加する人が増えているということでございます。これにつきましては、いろいろ直感的に、このような数字ではないのではないかとすとか、別の資料を見たことがあるという御認識もお持ちの方がおありかと存じますけれども、一応私どもは、政府が公式に出している資料を使って、このような認識を得ております。

それから、2ページ目の「2 外国人の社会参加と日本語」では、社会参加ということが書かれており、そして、日本語が相互理解及び社会参加の共通の媒介言語になっているということが書いてございます。第2段落にありますように、「我が国では言語・文化的背景の多様な住民が増加し、社会の多様な層へ広がりつつある。」という認識がございします。日本語につきましては、その次の段落の、2文目でございしますが、「この現実を踏まえ、言語・文化の相互尊重を前提としつつも外国人の我が国における社会参加が促進されるよう、多様な背景を持つ住民間の相互理解や共同参画意識を向上させるための共通語としての日本語」という、いろいろな背景の違う人が日本社会に参加するための共通語としての日本語というものをこれから考えていくことが必要であろうと考えております。

3番目は、「3 多文化に対応した日本語教育」としまして、日本に在住するあらゆる人たちが健康かつ安全に生活するために必要な条件を満たすためにはどのような日本語教育が考えられなければならないのかということのを共通の課題にしております。それを踏まえまして、3ページ目でございしますが、冒頭の＜はじめに＞のところに書かれておりましたように、文化庁は、国語課を中心に日本語教育施策をいろいろと展開してまいっております。第2段落のところに書かれておりますのは、(1)～(5)でございします。これは、平成6年度から12年度にかけてモデル地域を指定して、このような講習会、関係会議、ワークショップ等の事業を外部団体に委嘱して行ってきた、このようなことがあるということでございます。それから、次の段落で、先ほど申しました平成12年度の国語審議会による答申ということで、(1)～(3)のことが答申内容になっている。そのことを踏まえて、13年度以降、いろいろな施策が展開されてまいっております。そこにコーディネーターの養成ですとかボランティアの実践力向上ということがありまして、特に地域における在住する外国籍又は日本語を母語としない人たちのための

支援事業として、このようなことが新しく生まれ、そして展開してきたということでございます。

そして、さはさりながら、3 ページ目の一番下から2 番目の段落のところで、新しく生まれた社会的状況としまして、外国人の滞在が長期化しているということがございます。と同時に、そこにありますように、一部地域では日本語を使わずに生活できるコミュニティが形成され始めているという、このようなことも新しい社会的な状況でございます。そこで、「そのため」のところをちょっと読みますが、「使用機会が減少したことによって生じる日本語学習に対する動機付けの低下への対応や、外国人の社会参加を支える生活のための日本語教育のカリキュラムの作成など、新たな課題が指摘されている。」ということでございます。

そのような認識の上に立って、今後検討すべき課題として、この日本語教育小委員会がどのようなことを考えたかということが4 ページ及び5 ページに「Ⅲ 今後検討すべき課題」としてまとめられております。そのような社会的な変化、それから今の時点における現状認識を踏まえまして、今後検討すべき課題として三つの項目を掲げております。一つは、「1 内容の改善」で、そのような共通語としての日本語というものを行き渡らせていくということのために、日本語教育ということの、あるいは日本語支援ということの内容の改善が必要であろうということ。と同時に、「2 体制の整備」でございますが、そのためには国、地域、関係者がどのような体制でそのことを推進すべきかということの体制の整備が必要でありましょう。「3 連携協力の推進」のところでは、そのためには関係者が連携協力をする、ネットワークと申しますか、そういうものがなくなるだろうという認識を示してございます。

戻っていただいて4 ページでございますが、「1 内容の改善」と申しましていろいろございますが、日本語教育小委員会では二つのことを主として課題として取り上げております。一つは、「(1) 地域における日本語教育の専門性と内容の明確化」。先ほどボランティアという言葉が出てきて、これが新しい日本語支援形態として台頭しつつある人たちのことでございますけれども、そのようなことを含めて、専門性を持つ人たちの専門性とは何なのか。それはどういう職なのか。または、そのことを踏まえて、地域において生活する者が習得し、共有していくべき日本語というのは、どのような内容、カリキュラムで教えていかれ、または学んでいかなければならないのかということの具体的な方策をこれから課題として検討しようということでございます。そのためには、その(1)の最後の段落でございますが、「実態把握のための基礎的な調査が不可欠である。」としておりまして、そのことも行っていかなばならぬという認識でおります。また「その際」のところですが、「日本語教育の基盤情報について研究する機関や各地域の大学等における研究成果を取り入れて検討することが必要である。」というふうに考えております。

また、「(2) 地域の日本語教育を担う専門職の養成」のところでございますが、先ほどコーディネーターという言葉が出てまいりましたけれども、新しい職、地域におけるそのような新しい社会的状況及び外国人支援の必要性というものを考えますと、新しい職が生まれなければならないのではないかと。そして、新しく地域の生活をする人たちとの協働を考えていく上の専門職として新たに養成されなければならない人がいて、その中にいわゆるコーディネーターと呼ばれている人たちもいる。そのことの養成もとても重要な課題であるというのが内容の改善に関して、今課題としてとらえていることでございます。

次に「2 体制の整備」でございますが、先ほどからボランティアという言葉が乱用して多発しておりますけれども、地域では、今の段階ではボランティアがそれぞれの地域の特色を踏まえて、自主的に地域ごとにいろいろと工夫をしながら活躍しているというようなことがあるわけでございます。と同時に、企業とか、それから大学等の団体と

いう、そういうところも地域の行政、日本語支援の行政を担っているという現状がございいます。そういうようなことを考えますと、「（１）日本語教育の政策的位置付け」でございいますが、「国は日本語教育の政策的位置付けを明確にし、国と地域がそれぞれの責任において取り組むべき日本語教育の課題と実施主体を明確にする必要がある。」としています。これは、いろいろなところで、報告又は提言がなされていることを、もう一度ここで国がすべきこと、都道府県がすべきこと、地方自治体としてのもう少し下位の団体がすべきこと、そしてそれをつなぐ役割というものを国の大方針として位置付けていくということが必要であろうというのが政策的位置付けでございいます。

そして、５ページの「（２）地域における体制整備」でございしますけれども、そういう枠組みが実効性を有したものになるようにするというところでございします。そのためには、具体的に関係機関の体制の整備ということが必要でありましょう。そして、これらについては、もう既に各地方自治体、あるいは各団体において進みつつあることを、もう一度（１）に示しましたような大きな政策の枠組みに照らして具体化を検討していく必要があるであろうということでございします。

最後の「３ 連携協力の推進」でありますけれども、そのためには、単に日本語教育の従事者ということだけにとどまらず、関係者間の連携協力が欠かせないということでございします。最後の２行でございしますけれども、こういう検討課題に対応した施策の在り方について、次期以降の文化審議会国語分科会で引き続き検討していきたいというのが、この最後のまとめ方になっております。

○前田分科会長

ただ今の御説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思ひます。いろいろな課題を整理されて、今後更に検討を続けていくというお話が中心でしたが、この際に何か希望したいこととかがございましたら、よろしくお願ひいたします。

○松岡委員

書かれていないことについて質問するというのは変かもしれないんですが、この前の第36回の国語分科会で、確かこの議事録にもありますけれども、「国益に資する戦略的な言語政策」という言葉が入っていました。個人的に私、ちょっとこれは「国益」ということ自体が、見る側によって全然正反対になってしまう。この文脈だと分かるんですけども、多様なものを組み入れた方が、国家というか、社会と言ってもいいと思うんですけども——そうしたものにとって有益だからという文脈だったんです。けれども、逆に、排除した方が国益だと思ってしまう人が出てくるんじゃないか、これは危険だなというふうに思ひながら読んでいたんです。今回それを入れていらっしゃるという、その辺のいきさつをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○西原副会長

「国益」という言葉の持つ、今おっしゃったような非常に排他的な全体主義的なニュアンスについて、実は、先回の国語分科会に暫定的なものをお出しする際にも、委員の中からの認識がいろいろ意見として戦わされておりました。その時にも、「国益」という言葉は、明日の日本にとってみんなが幸せになるためということを共通の理解にしておりましたので、その言葉は使わないことになりまして、言い換えたのが、２ページの外国人の社会参加と日本語というところの最終段落でございします。具体的には、先ほども読みましたけれども、言語・文化の相互尊重を前提としつつも外国人の我が国における社会参加が促進されるよう、そして多様な背景を持つ住民間の相互理解や共同参画意識を向上するための共通語としての日本語という、そういう意味だったということで、

少し言葉を開いていったという経緯がございます。

○松岡委員

この方が誤解がなく、明確で内容も理解しやすいと思います。ありがとうございます。

○前田分科会長

「国益」という表現が、多様に取りられるので、表現を変えたということですね。

○西原副会長

はい、そういう経緯がございます。

○甲斐委員

この前の第36回に比べて、今回は、これで十分に私は納得できました。今後検討すべき日本語教育の課題として、国内の現状における対処の仕方という点で、これで大変に丁寧に書かれていると思うのですが、最初に青木文化庁長官がおっしゃったことに関連して、政府が日本へ働きに来る人には日本語の習得ということを課したいということを新聞で見ました。関西に住んでおりますと、孔子学院ということが大変に強く印象付けられます。中国語というのが今世界に非常に普及という点で熱心になっていて、私はそれはそれで結構だと思うのですが、日本語というのももっと積極的に世界に働き掛けて、第2外国語とか、第2でなくて第3でもいいんですけれども、第2、第3外国語として、できるだけ日本の理解という点を目的として働き掛けるような、そういう積極的に海の外へ出るようなことが必要ではないかと私は常々思っているんです。青木文化庁長官が先ほどおっしゃったのは、そういう日本文化の発信のための会を樹立された、設置されたということですが、そのところをもうちょっとお話しいただいて、そこら辺りのお考えをお示しいただけたらと思うんです。

○前田分科会長

今の日本語教育の報告からはちょっと外れることになってしまいますけれども、どういたしましょうか。

○青木文化庁長官

関連していますので、こちらに回ってくるとは全然予期していなかったんですが、先ほどちょっと触れましたのは、「文化発信戦略に関する懇談会」というのを昨年の12月に立ち上げて、今2回目を終わり、今度2月にもまた3回目というので、これは、具体的に日本文化を国際的に普及させていくためにはどういうことが必要かということを議論していただく会でございます。もちろん当然、日本語の問題もかかわってまいります。先ほどの孔子学院という、中国が2004年から始めました海外での中国語普及のための文化機関ですが、これが日本ではもう既に七つか八つかございますね。それから、世界的には、もう既に3年で100を超すぐらい、海外で提携の孔子学院ができています。これはもう大変な力で、国策として中国が進めているわけですが、中国ブームでございますから、それに乗って、日本でも桜美林大学とか、立命館大学とか、早稲田大学とか、いろいろなところでそういう既成の大学機関と中国政府が組んで中国語の普及機関を作るということであります。日本の外務省も、外務省の広報文化部長がおっしゃっていましたが、全世界100か所ぐらいを目指して、これから鋭意日本語普及機関を作っていきたいということです。今、国際交流基金が10か所ぐらいということですが。もちろん文化庁も、正にここで御審議いただいているような

状況を踏まえて、何といたっても国語については文化庁が一番深い知識と、それから経験の蓄積を持っていますので、これを活用できたというふうにも思っております。

ただ、今、甲斐委員のお話と同様、正に国内での問題と国際的な問題と連動しているということは、私個人でも認識しています。やはり国際的に発信していく場合と、それから国内で充実させる、正に西原副会長が御説明くださったような状況と関連させながら、今後、積極的に動いていければというふうに思っております。国語分科会の委員の皆様には、今後ますますいろいろと御助言を頂きたいというふうに願っております。

○前田分科会長

広い意味で言えば、世界に対して日本語がどういう位置を占めていくかというふうなことは、これは外国人に対する日本語教育の在り方とも深いかわりを持っていくことだと思います。その点では、この日本語教育の問題ともかかわりを持っているわけで、これからもまた御検討いただくことがあるかと思えます。

○青木文化庁長官

一言付け加えさせていただきます。私は80年代にアメリカの大学にいましたが、その当時日本語ブームで、あらゆる分野の学生が日本語を勉強したいということがございました。日本語の先生が各地の大学で足らなくて、一般の旅行者まで使って講義をやったりすることもありました。90年代にそれが急速に衰えて、今日に至っております。

ただ、2000年に入りましてから、今度はまた日本語ブームが別な形で、つまり80年代の日本語ブームというのは日本の経済によるものなんですね。もう医学部の学生も、工学部の学生も、みんな日本語を勉強しなくちゃいけないというような時代でもありました。今は、日本の現代文化に対する関心が非常に高まって、漫画を読みたい、日本の小説を読みたい、あるいはアニメを理解したいというので日本語が非常に求められているという状況が出てきて、この新しい状況にも、やはり文化としての日本語というのを広めていく必要があるかと思えます。

○前田分科会長

ある意味では、日本語文化というような形で、これから考えていく必要があるということですね。

○西原副会長

今後検討すべき課題を国内に限定したということではございませんで、日本語教育がどのような展開をするかということについては視野に入れております。特に、どういう人が国内を目指して来るのかということの要因の中に、今、青木文化庁長官がおっしゃいましたことですか、それから、世界的にグローバルな人の動きの中で日本がどういうふうなターゲットになるかということによって、どのような人が日本にやって来て、日本語を使ってどのように生活するか、ということが入り口のところで関係してくるということでありましょう。

それから、新聞等で皆様が既に日本語を資格として課す等と言っていることも、国と国との条約の中で、例えば、フィリピンから来るEPAの人たちの介護人材は1年間で日本の資格を満たすということが条件になって入国するというような、そういうことになっています。そして、資格を満たさないレベルにしかならない人は帰っていただくという、そういう取決め内容になっている。そこで、日本語教育小委員会がかかわる日本で生活する人材ということの中に、そのようなことも当然検討のテーマにはなってくるというふうに考えております。ただ、とにかく子細にわたって全部やるということは無理でございますので、日本語教育小委員会は少なくとも一番大きいターゲットという、

これからどうしていこうかということの一番大きいところから、できる限り具体的にということで検討することになるのではないかと、そういう認識であります。

○前田分科会長

このまとめが、今度文化審議会に出されることになりますので、文面も含めまして、この形を御検討いただければと思います。

○井田委員

文化審議会で、この報告がなされるということですが、恐らく常用漢字の方は、検討されているということがだんだん世の中にも伝わり、広まってきたかと思うんですが、日本語教育について、こういう審議が始まっているということはほとんど知られていない。それはマスコミが伝えないからでもあるんですが、そう思います。

日本に住んでいる外国の人たち、あるいはその人たちを支援しようとしている様々な団体にとって、こういうことを国の機関が検討を始めているということが、なるべく広く行き渡る方が、当面の不安を解消するというんでしょうか、日本にいる外国の人たちにとっては、ちょっと希望の光が見えることだと思うんですね。この文章のままだでは、恐らくものすごく難しく、日本人でも「えーと。」というぐらい漢字が一杯あって大変で、もう少しですね、何かダイジェストと言いますか、あるいは分かりやすい言い方にしたもの、そして、できれば翻訳されたものも含めて、広くこういうことを始めているよということを知ってもらふ工夫は、何かお考えでしょうか。

○西原副会長

これは日本語教育小委員会の範囲を超えますので、恐れ入りますが、事務局の国語課の方で、お答えいただいた方がよろしいのではないかと存じます。

○町田国語課長

御意見ありがとうございます。今のようなことは余り考えておりませんでしたけれども、ただ、私どもとしては、我々が持っている機会はあるべく活用して、今検討していますということの宣伝はしてきているつもりでございます。

一つは、毎年やっております文化庁日本語教育大会、これは8月でしたので日本語教育小委員会が発足した直後なんです、その場で新しく小委員会を作って検討を始めましたということは申し上げております。そこには日本語教育の関係者、かなりいろいろな外国人を支援されているボランティアの方々も含めて数多く集まっていりましたので、その段階である程度宣伝ができたのかなと思います。10月の上旬にも日本語教育学会が関西で行われまして、その時にも一応、こういう課題があって、今こんな事業をしています、また日本語教育小委員会を作って検討も始めましたという話はしております。それ以上のことはまだやっておりません。ただ、日本語教育小委員会を作った時に一部報道も出されたように記憶しておりますが、確かにまだ多くの方々が御存じということはないと思います。なるべくいろいろな機会を利用して、検討しているということ、それから検討の状況も取りあえず一応今期の審議のまとめが今回出ましたので、そのことについてもなるべく多くの方々に話していきたいというふうに思っております。

○前田分科会長

日本語教育小委員会の、この報告は、今回はこういう形ですが、もちろん当然それらの結論がいずれまとまるわけで、その段階ではいろいろアピールすることが行われると思いますけれども、それ以前にも、できればそういうふうな広報の形で伝えることができるというふうなことかと思えます。そういう点では、また今後ともよろしくお願い

いたします。

文面を直すというのは、なかなか今までのいろいろな表現の仕方があって難しいところがありますけれども、将来的には、少しでも分かりやすい表現というもの、その上で正確な表現ということになりますと、なかなかその辺りが難しいところかと思います。なお、これらは今後の課題にもなってくるかと思います。

この日本語教育小委員会の報告については、ほかには何かございませんでしょうか。もしなければ、日本語教育小委員会に関する意見交換を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、この報告の案をお認めいただけたということにさせていただきます。（国語分科会了承。）

それでは、今期の国語分科会がここで一応一区切りということになりますので、今期いろいろと話し合いをされまして、その過程で、あるいは全体的に何かお感じになったこと、あるいはそのほかの御意見などございましたら出していただければと思います。

3 独立行政法人国立国語研究所に関して

○尾崎委員

既に委員の皆さんも御存じのことだと思いますけれども、国立国語研究所が独立行政法人から大学共同利用機関に変わるということが去年の12月24日の閣議で決定されています。私の聞いている限りでは、来年の4月、平成21年度から大学共同利用機関に変わるというお話です。このことが、この国語分科会あるいは文化審議会、更に言えば国民の財産である日本語の将来にとって非常に大きな影響、私はマイナスの影響を与えるのではないかというふうに懸念しております。

1点だけ申し上げますと、私が理解している限りでは、独立行政法人国立国語研究所というところは、日本語の使用者、ユーザーの立場から調査研究をして、ユーザーにとって望ましい国語、日本語の在り方について、情報を提供するというのが本来の使命であると思います。この国語分科会についても、国語の改善についての調査審議というふうに書かれていて、その調査というところは、恐らく国立国語研究所が政策的な研究をするところという位置付けでこれまで進んできたのだと理解しています。今回も、二つの報告、今日承認されていますが、例えば漢字小委員会の中には、漢字使用の実態調査を実施していくことが極めて重要であると書かれておりますけれども、一体この実態調査はどこが責任を持って実施するのかということについて、むしろ確認をしていただきたいような気分です。それから、日本語教育小委員会についても同様に、日本語使用の実態を把握する基礎的な調査と書かれているんですけれども、一体これはどこがやるのかということを確認に思います。

これまでであれば、国立国語研究所はそういうことをすることが本来の使命というふうに法律に書かれているわけです。これがもし大学共同利用機関法人ということになれば、国立大学法人法に基づく組織になりますから、基本的には学術の発展・進歩、学術の発展のために研究をするという位置付けになります。明らかにこれは本質的な変化だと私は思うんです。学術の発展はもちろん重要なことですが、殊に日本語に関して言えば、使い手の立場からということをしきりと踏まえていかないと、社会全体が非常に不安定になるし、不都合なことが起きると思います。更に加えれば、日本語の使い手というものが日本語を母語とする人間だけではなくて、日本語を母語としない人たちも日本語を使う。国内、国外を含めて広がっているわけです。ですから、そういう使用者のニーズを踏まえた調査研究を国がやらなくて、研究のための研究者——大事なお仕

事ですけれども、そのようなところにただ単に期待するというようなことで、今後この国語分科会、両小委員会はどのようにやって基本的な情報を集めてきちんとした審議ができるのか。そのことを非常に懸念しております。

もしこの国語分科会で決定していただければ非常に有り難いと思うのですけれども、二つ提案したいと思っていることがあります。

一つは、今申し上げたような政策決定にかかわる調査研究は、引き続き国立国語研究所が引き受けるのだということ。これは法律に抵触するような規定上の問題はあるかと思いますが、少なくともそのような仕事ができるような予算なり人の配置は国としてきちんとやってもらわないと、この国語分科会の審議自体が正確にできない。ですから、予算と人について政策決定に必要な仕事を引き続き国語研究所にやってもらうというような要望を出したいと思います。

それから、2点目ですけれども、私自身は、国立国語研究所の評議員を2期務めて、どのようなお仕事をやっていらっしゃるか、ある程度分かっています。それから、どのような評価を受けてきたか、評価報告書も見ておりますけれども、ほとんどの項目についてAを受けている、そういう機関です。そこが主務大臣の認可、承認を得て、今、中期計画を進めていますね。主務大臣が認可して、これは適切だという計画を、これはやはり5年間というスパンでやっている仕事ですから、少なくとも5年間は継続するべきであるというのが私の意見です。この2点について、もし国語分科会として、あるいは文化審議会として何らかの意思表示をしていただければ非常に有り難いと思います。

○尾山文化部長

状況について、まず私の方から御説明をさせていただきたいと思います。

国語研究所につきましては、御指摘にございましたように、昨年12月24日、閣議決定ということで大学共同利用機関に移管するということが決まっております。今後どういうふうになっていくかということについては、まだこれからのございまして、21年4月が変わるといように聞いているとおっしゃられましたけれども、それもまだ正式に決まっているわけではございません。閣議決定でそういう日付が出ているということではございませんが、もちろんそういう可能性も含めて、今後検討されていくということだと思います。

今後の手続としては、恐らく文部科学省の方にございます科学技術・学術審議会の学術分科会で何らかの検討が行われていくことになるんだろうと思います。大学共同利用機関としての国語研究を行う研究所というものはどういうふうにするべきかということについての検討が行われ、また、その中でおのずと移管時期というものはどうなるのかということも明らかになっていくことだろう、と思っております。もちろんこれは審議会ですいろいろな御議論がなされるわけでございまして、その結果を見ないといけないわけでございますが、私の認識といたしましては、今行っておられます国立国語研究所の研究というのは、基盤的な研究をされていると思います。コーパスしかり、あるいは方言の研究もしかり、こういったものは大学共同利用機関としての国立国語研究所になられたとしても、引き続きやはり重要なお仕事になっていくのではないかと考えておるところでございます。

政策的な決定にかかわる調査研究ということにつきましては、これは学術研究機関としての研究所の在り方ということにかかわるわけでございますので、そこはまたいろいろな御議論がなされるかと思えます。いずれにしても、私ども文化庁におきまして国語政策については責任を持っておるわけでございまして、この国語分科会の審議にやはりいろいろな支障が生ずるようでは困るかと考えております。文化庁が国立国語研究所と更に関係を持ちながら、そういう研究成果を出していただくのか、あるいはまた、それがもし難しい場合であれば、それに代わる対応というものを考えていかなければならない

と考えておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、文化庁におきまして、国語施策の今後の展開に支障がないよう、十分考えていきたいと思っておりますのでございます。

○前田分科会長

国立国語研究所の問題は、この国語分科会と直接関係がないとも言えますし、また、実際に漢字使用の国民の意識の調査とか、いろいろ調査をしていただいて利用させていただいているわけですから、今後もそういった調査をしていただいて利用させていただくというふうなことは、やはり必要になってくるかと思えます。ただ、今のお話を伺っておりますと、現段階で国語分科会でこういう形の要望を出すということは、ちょっと難しいような感じもいたしますが、いかがでしょうか。要望というか、そういう意見があるということは、これは当然だと思えますが、いかがでしょうか。

もちろん、今後も漢字の調査、そのほか日本語教育の調査などはどこかでやっていただかなければ、これからの検討を進めていく上で支障が出てくることも考えられます。その点では、これは非常に重要な問題だというふうに思えます。ただ、どういう形で、それを国語分科会としてアピールしていくかということになると、私どもの役割ということから言えば、ちょっと難しいような感じもいたします。

○林漢字小委員会副主査

御発言がないので、ちょっと僭越^{せん}ですけれども、一言だけ申し上げます。

問題の性格から言って、国語分科会がこういうことにどこまで発言をすることが的確かどうかという点については、やはり少し考えた方がいいような気がいたします。それから、方向性そのものが今、尾山文化部長からお話がありましたように、まだ決まっていないところがたくさんあるということで、本日は、今の御説明をお聞きして、現状を私どもが理解するということでよろしいのではないかと思います。

○前田分科会長

尾崎委員のお話の趣旨は非常によく分かるんですけれども、この段階で国語分科会として何か、例えば意見を求めるというよりは、取りあえずは文化庁の方での対応を見ながら、今の御意見を理解して、そういうふうなことが守られる方向で、つまり、次期の委員会も含めて継続される方が多いかと思えますので、考えていくというふうなことでいかがでしょうか。

○尾崎委員

ありがとうございます。私が表明した懸念についても、この国語分科会として懸念をもっともなものである——もっともなというのは言い過ぎかもしれませんが、そのような懸念があるということを認めた上で、文化庁のしかるべき対応に期待をすると、そういう議事録になるのでしょうか。

○前田分科会長

そういうことになるのでしょうか。よろしいでしょうか。

○濱田委員

組織の問題というのは、なかなかここでは議論しにくいんでしょうけれども、今まで国語研究所がやっている役割、機能、そういう機能は必要なんだということですよ。それをここで訴えるかどうかというようなことだけれども、その辺はもうお任せしたらどうでしょうかね。

○杉戸日本語教育小委員会副主査

御心配いただいている当事者機関の者として、発言すべきであるのか、発言してはいけないのか迷いながら、さっきから黙っておりましたが、二つのことを申し上げたいと思います。

尾崎委員が懸念という言葉で表現されたこと、それが今後の新しい共同利用機関法人に移っていく上での研究所、あるいは文化庁、文科省との検討事項の一つの非常に重要なポイントになっているということを認識していると、そういうことをやはり私の立場からは申し上げておくべきだと思いました。つまり、例えば国語審議会での審議のために必要となる基礎的な調査データをどこが調査を行い、どこが提供するのか。これは、国語研究所が来年で60周年を迎えますが、その設立当初から、国語審議会、それから文科省の国語施策の所管課、そして国語研究所が、三位一体であるという、そういう説明の下に活動が続けてきました。つまり、審議会での審議と、それを支える科学的な研究基盤を提供する研究所、その関係がそういう形で言われてきたわけです。その構造が、先ほどの共同利用機関化でどういう形——先ほど尾山文化部長は、形が今後の課題だとおっしゃいましたけれども、どういう形でそれを実現すべきであるのか、実現されていくのか。尾崎委員の懸念であるということ、前向きな言い方に言い換えさせていただければそういうことだと思います。そのことを文字どおり、目下、本研究所の当事者の立場で非常に重要なポイントだと思っています。ただ、これはまだ結論が出ている段階ではもちろんありません。

それから、もう一つ、大学共同利用機関、これは大学等の学術の発展に寄与する、特に大学等の関係者の共同研究を構築して、その中心になって推進するということを通じて発展に寄与するというのが任務とされています。その学術研究というものが、その先何を目指しているのかですね、何のための学問かというところまで議論は続くと思います。例えば、それは大きく言えば、人の幸せのためということになるわけですが、もうちょっと具体的に言うと、その学術研究が寄与すべき、その先の一つとして、少なくとも国語施策というものはあるべきだと私は思っています。これまでは、三位一体というような形で言われるような直接的な形で国語研究所と審議会の関係はあった。この点が尾山文化部長のおっしゃる形ということだと思いますが、この先は、その間に共同利用機関、共同研究という、そういう体制や共同研究を通して、という構造になっていく、そういう形になっていくという、そんなことが恐らくあるだろう。ほかにもいろいろな大学共同利用機関法人が活動されていますけれども、いろいろな形でそれぞれの分野の国の施策、あるいは世界的な施策のために貢献する、そういう情報、研究成果を発信していらっしゃると思います。それと同じようなことが、大学共同利用機関における研究を通じた施策への貢献という、そういう新しい形で、国語研究所が担うべきものとして続いていくはずだ。こんなふうに位置付けなければならない。これは二つ目のこととして、私の今の個人の——所長としての個人のということですが、考え方としてはそういう方向が模索されるべきだろうと思います。

ついては、例えば今日の配布資料3「国語分科会日本語教育小委員会における審議について（案）」の4ページの中に、日本語教育の専門性と内容の明確化のためにいろいろな調査研究する機関が必要だという表現が盛り込んであります。その際、日本語教育の基盤情報について研究する機関、この基盤情報という言葉、これは最終的な段階で入れていただいて有り難いと思っていますが、文字どおり、今、国立国語研究所の日本語教育は、日本語教育基盤情報センターという、今回の検討案の文言に使っている基盤情報というもの、そのものを看板に掲げて活動してきています。その基盤情報というものの必要性は今後も変わらないということが、今期の日本語教育の課題の中で明示されようとしています。それを引き受けるところは、やはりなくてははいけません。それは、

全く新しい組織を構築するという可能性ももちろんあるかもしれませんが、しかし、私の立場としては、国立国語研究所が新しい体制の中でそれを引き受けていくべき、非常に大切な課題の領域であると、そんなふうに考えていきたい。そういう方向でいきたいと思っているということを二つ目のこととして申し上げます。

○前田分科会長

ただ今、いろいろお話がございまして、状況などいろいろ分かってきたところでございます。こういったような状況の判断、これから起こってくることにについて、何かまた対処すべき段階があるかもしれませんが、今日のところは、先ほどのようなまとめで、御理解いただけたらと思います。

○甲斐委員

先ほどの尾崎委員の提案ですけれども、今期はいいんですが、来期、いつ始まるか分かりませんけれども、国立国語研究所についての希望については、文化審議会ではなくて、やはり国語分科会でなければできないのではないかと思います。専門性というのがありますので、それで、もしするとすれば、国語分科会から発信するというのが私はいいように思っているんです。

国語研究所というのは、議員立法で戦後できた時には、とにかく国会の中で研究題目や研究内容については一切干渉しないという形で始まりました。ところが、独立行政法人化の段階で、私は法人化以前の所長が3年で、法人化されてからの所長が4年でありまして、そこでがらりと変わるんですね。つまり、それまでは予算については文化庁がいろいろと発言をできるということだったのですけれども、法人化の後には予算も内容もすべて指導できるという形になりました。つまり、国語研究所は文化庁文化庁国語課の鑄型の中にはめ込まれたということでありました。したがって、例えば国語教育という部門は廃されるとかいうふうな形になって、そして、その後、例えば漢字小委員会のことで言えば、国語研究所にいろいろと調査を依頼するという形で、毎回研究員はいつ依頼されるのかと思って聞いているんですけれども、結局こういういい資料は、もう国語課の方で自ら依頼して作成してしまうという形を取ってきているわけです。しかし、私は、尾崎委員が言われるように本格的な調査研究、つまり大量で良質の調査研究というところは国語研究所で行うしかないというふうに思っているわけです。そういう点で、是非とも来期、私も杉戸所長からどういう動静になっているということを聞くしかないところにおりますけれども、国語分科会にとっては国語研究所というのは大変重要だろうと思うんです。それは、例えば国語審議会の記録の第1冊目から第6冊目ぐらいを、この何か月間かじっくり読んだんですけれども、国語研究所はこのために何をしてくれているんだということが繰り返し出て、こういうことをやっているという所長からの説明が載っているわけです。つまり、車の両輪のごとき関係で来ていたように私は思っているわけですが、そういうことで、いつか国語分科会が何らかの形の要望を出すということについては、国語研究所の邪魔にならない形で、やっていただけたらというふうに思っております。

○前田分科会長

ただ今のような御意見がございましたが、国語分科会でそういうふうな問題についても、これからも意識しながら考えていくということではよろしいでしょうか。

それでは、時間も大分押してきましたので、もし御意見がなければ本日の審議はここまでにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、本日の審議はここまでいたします。

なお、いろいろ今日は御意見を頂きましてありがとうございました。具体的な内容に

つきまして必要な修正が出てきましたけれども、それらにつきましては、申し訳ございませんけれども、私の方にどういうふうな形で修正するかということをお任せいただければと思います。よろしいでしょうか。（国語分科会了承。）それでは、そういうふうなことで、具体的な文言の修正につきましては、もちろん今日頂いた御意見を基にということですが、その点も含めまして、私に御一任いただくということにさせていただきます。

最後に、本日の議論をお聞きになって、御感想など何かございましたら、文化庁長官から一言いただけたら幸いです。

○青木文化庁長官

皆様、この国語分科会、漢字小委員会と日本語教育小委員会の両方にわたりまして、大変充実した御議論を重ねてこられましたこと、心から感謝したいと思います。また、今日発表がありました段階でのまとめにそれは結実いたしましたので、これをまた土台にして、次なる展開に参りたいと心から思っている次第でございます。

漢字政策、これは非常に重要だと思いますが、私は今日の御発表でも、またこれまでの御意見でも、漢字をどう使うかというのは非常に難しい問題だと感じています。個人的にも問題で、いろいろ啓発されるところが多いんですけども、日本語の場合、漢字と、それから平仮名、片仮名、ローマ字、この四つがあるので、この四つの関係がどうあるべきかというのが、いつも文章を書いていて非常に混乱するところでございます。

それからまた、先ほど学術用語ということをおっしゃいました。学術用語、特に自然科学系の学術用語は、私も、自然科学系の研究所の教授もしていたんですけども、ともかく専門でないと全然分からない。それを聞いただけでは、ごく狭い専門の内部で用いられていますから、外部の者には分かりません。人文科学、社会科学においても専門用語というのは大きな問題でありまして、西洋語の中では、日常的な用語で理解できる部分があるのに、日本語になると、それが非常に日常からかけ離れた専門用語になってしまって読み通せない。新訳が出てくるかもしれませんが、そういう批判がこれまでございました。学術専門用語だけではなくても、ほとんど毎週のように新しい言葉がマスコミにも出てきますね。多くはIT関係であったり、いろいろな新しい現象を表す言葉であると同時に、また若い世代と古い世代との用語の使い方の違いも非常に強くなっております。これはいろいろと皆様がこれまで御懸念、御議論いただいたところがありますが、漢字も、今日の御発表を聞いて、ますます問題が深いということを改めて認識いたしました。

また、多文化社会というふうな、日本の社会を規定して、その中で日本語教育の在り方というものを探っていくという発想そのものも、時代を非常に的確に表現されているなと思いますし、今後これがどういう形で具体的な施策にも反映していくかということは、私どもも鋭意取り組まなくてはいけない問題だと深く認識した次第でございます。

いろいろなことがまだございますけれども、先ほどの国語研究所について、私はすぐ何かを申し上げる立場ではございませんが、ちょっと複雑なところがあるんですね。今まで大学にずっと40年もいましたけれども、日本は政策研究が非常に弱いんです。あらゆる分野で政策研究が弱くて、政策研究大学院大学というところの教授もしていたんですけども、本当に政策研究が弱い。それだから、国語政策に特化した研究所があるということは非常に重要です。やはり先ほど他の委員もおっしゃいましたけれども、大学利用機関になると、政策研究というのは、普通の研究者は余りしない傾向があります。ですから、研究のための研究、いろいろな課題が一杯あるに決まっていますけれども、政策という点でどこまで個々の研究者が今後、本格的に取り組まれるのか。国語研究所ももし独立法人で発足される場合には、助教とか准教授とか教授という職が出てくると思いますが、そうなりますと研究者独自の関心が一層強くなりますね。今でももちろん

当然それは研究の自由があるわけですが、その点で、政策という部分をどういうふうに残すというか、発展させるかですね。これはやはり大きな課題だと改めて認識しております。

ただ、大学に長くいた人間としましては、日本には日本語研究、あるいは国語研究のきちんとした研究所というのがほとんどないんですね。日本文学研究とか日本語学科というのはありますけれども、国語に関する総合的な研究所がないので、これは、やはり必要だと思います。それと同時に、今言いましたように、これまで国語研究所が担ってこられましたような漢字政策から日本語政策の非常に重要な部分、これはもう絶対外してはならないという二つの面があって、それがうまくかみ合って日本語研究、あるいは日本語の基盤整備が整っていくようなことになれば最高だと思います。それについては我々も非常に注意深く、正に尾山文化部長がおっしゃったように取り組んでまいりたいと思いますし、また、ここにいらっしゃる皆様のお知恵を借りたいと思う次第でございます。

いずれにしましても、いろいろな問題が出まして、また、これが今後とも展開されていくということを非常に心強く期待しております。どうも皆様、お忙しいところありがとうございました。

最後に、井田委員がおっしゃったマスコミ向け、社会向けの発信というのは非常に重要だと思っております。何かそういう知恵を出していただきたいですし、町田国語課長や尾山文化部長にも出していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○前田分科会長

どうもありがとうございました。

どうも、不慣れな役割で十分に役を務められたかどうか不安でございますが、何とかここで、二つの小委員会の報告をまとめることができましたことは皆さんのお陰でございます。感謝、御礼申し上げます。

それでは、これで第37回の文化審議会国語分科会を終了いたします。